

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 本共同体は、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金（以下「補助金」という。）を活用し、地域特産物の生産及び出荷拡大の促進に向け、共同して取り組むことを目的とする。

(名称)

第2条 本共同体は、●●●(以下、「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を●●（住所・企業名）内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和7年4月1日に成立し、その存続期間は令和8年3月31日までとする。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 共同体は、●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、補助金に関する申請業務及び事業実施主体と調整する権限、並びに自己の名義をもって交付申請事業に関する補助金（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務の範囲及び経費)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営会議（以下「会議」という。）を設け、共同体の運営に関する重要な事項について協議の上決定するものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、共同体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、共同体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(解散後の事業実施主体からの指示)

第12条 共同体が解散した後においても、交付申請事業につき事業実施主体から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●^{ほか}外●社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、事業実施主体である市町村に1通を提出するものとする。

令和7年 月 日

代表者 商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印